

静岡県告示第593号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年7月28日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

西久保一丁目 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	清水区	西久保一丁目		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
				635-15、635-16 1号
				635-6 2号
				647-1 3号
				642-1 4号
				647-1 5号
				647-4 6号
				647-4 7号
				641-2 8号
				641-2 9号
	635-3 10号			